

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都町田市鶴間7-25-1

氏名 株式会社永野紙興

代表取締役 赤染 マリリン

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

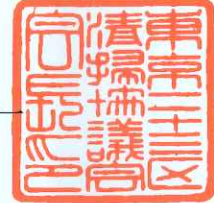
大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年6月24日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- | | | |
|---|--------------|--------------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設
株式会社 アルフォ（許可番号第1413号） |
| 4 | 作業場所 | 大田区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和6年2月1日 から
令和8年1月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。